

事務連絡

令和3年5月31日

北海道開発局

建設部 河川計画課長 殿

各地方整備局

河川部 河川調査官 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 河川環境保全企画調整官

治水課 流域減災推進室長

## 流域治水×グリーンインフラの推進について

流域治水プロジェクトの推進については、令和2年6月10日付け国水河計第16号、国水環第26号、国水治第30号、国水下事第19号、国水下流第12号で水管理・国土保全局河川計画課長、河川環境課長、治水課長、下水道部下水道事業課長、流域管理官から北海道開発局事業振興部長、建設部長、各地方整備局建政部長、河川部長へ通知しているところですが、流域治水の取り組みにおいては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することが重要である。

については、各一級河川において、別紙により流域治水プロジェクトと連携したグリーンインフラの全体像を策定・公表することによりグリーンインフラの取り組みを計画的に推進されたい。

## 流域治水×グリーンインフラに関する取組の進め方

「流域治水協議会」（以下、協議会）を活用のうえ、「流域治水×グリーンインフラ」を策定・公表し、関係地方公共団体、生態系有識者、NPO、観光事業者、民間事業者等と連携し、河川環境分野の取り組みを計画的に推進させる。

### 1. 流域治水×グリーンインフラの策定・公表

#### 1) 公表にあたっての目標設定

流域治水×グリーンインフラ策定にあたっては、各水系の目指すもの、整備内容など具体的な記載とすること。

なお、目標・期間設定により、計画期間のロードマップも作成可能となる水系において、添付すること。

#### 2) 記載するグリーンインフラメニュー

国や都道府県等の河川整備計画等に基づく河川取組や、自然再生計画、生態系ネットワーク取組、かわまち計画等を確認・点検し、記載するものとし、具体的な事例は以下を参考とされたい。

##### ○自然環境の保全・復元などの自然再生

湿地再生、レキ河原再生、連続性の回復、ワンド、浅場造成、干潟再生、ヨシ原再生、水際環境の創出、貴重種等の移植 等

##### ○生物の多様な生息・生育環境の創出による生態系ネットワークの形成

大型水鳥等の採餌場、休憩地等の生息環境創出 等

##### ○健全なる水循環系の確保

浄化浚渫、覆砂、浅場整備 等

##### ○治水対策における多自然川づくり

整備における生物の多様な生育環境、河川景観の保全・創出 等

##### ○魅力ある水辺空間・賑わい創出

かわまちづくり、水辺の賑わい空間創出 等

##### ○自然環境が有する多様な機能活用の取組み

・民間協働による水質調査

・ミズベリング△△協議会

・小中学校などにおける河川環境学習

・△△川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり  
検討協議会

### 3) スケジュール

8月までに全水系において直轄管理区間に係る範囲を掲載した素案作成を行う。  
その後、協議会に回り、令和3年度末までに策定し、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知する。

### 4) フォローアップ

流域治水×グリーンインフラ策定後は、毎年協議会等を開催するなどして、対策の実施・取組状況を確認する。また、情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うこと。